

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-172210-BY-02)

対象製品 : 生コンクリート (レディーミクストコンクリート) (中間財) 【第2版】

Product Category Rule for
“Ready - mixed Concrete”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「生コンクリート (以下、レディーミクストコンクリートと言う)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-172210-BY-02	2023年9月1日	改訂 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-172210-BY-01	2023年2月17日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「生コンクリート（レディーミクストコンクリート）（中間財）」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「レディーミクストコンクリート」を対象とする。この PCR で対象とするレディーミクストコンクリートとは、「日本標準商品分類（総務省統計局、平成 2 年（1990 年）6 月改訂）」で規定する「生コンクリート（レディーミクストコンクリート）（17221）」を対象とする。また、原則、JIS 認証工場で製造されるレディーミクストコンクリートを対象とするが、JIS 認証工場以外で製造される場合はその旨を必須記載事項（12-1 製品の仕様）とする。
2-2	機能	レディーミクストコンクリートの提供
2-3	算定単位 （機能単位）	販売単位とする（体積（m ³ ）、重量（kg、t））。
2-4	対象とする構成要素	レディーミクストコンクリートの原材料（セメント、水、細骨材、粗骨材、混和材料）、副資材を対象とする。
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	現時点（2022年11月）で引用するPCRはない。 次の規格を引用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A 0203 : 2019（コンクリート用語）における用語および定義 ・ JIS A 5021: 2018（コンクリート用再生骨材H） ・ JIS A 5022: 2018（コンクリート用再生骨材M） ・ JIS A 5023: 2018（コンクリート用再生骨材L） ・ JIS A 5308 : 2019（レディーミクストコンクリート）における用語および定義 ・ JIS A 6201 : 2015（コンクリート用フライアッシュ）における用語および定義 ・ JIS A 6204 : 2011（コンクリート用化学混和剤）における用語および定義 ・ JIS A 6206 : 2013（コンクリート用高炉スラグ微粉末）における用語および定義 ・ JIS R 5214 : 2019（エコセメント）における用語および定義 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	コンクリートに関する用語は、JIS A 0203（コンクリート用語）、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に定められており、基本的には JIS に定められた用語による。下記には、本 PCR に関連するものを抜粋して示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下は JIS A 0203 より <p>1101 コンクリート セメント、水、細骨材、粗骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練り混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの。</p> <p>1106 レディーミクストコンクリート 整備されたコンクリート製造設備をもつ工場から、荷卸し時点における品質を指定して購入することができるフレッシュコンクリート（JIS A 5308 参照）。2110 ポルトランドセメント</p>

水硬性のカルシウムシリケートを主成分とするクリンカーに適量のせつこうを加え、微粉碎して製造されるセメント。一般には JIS R 5210 に規定するセメントをいう。

2130 混合セメント

ポルトランドセメントに、高炉スラグ微粉末、シリカ質混合材、フライアッシュなどの混合材をあらかじめ混合したセメント。

2160 エコセメント

都市ごみ焼却灰、下水汚泥などを、セメントクリンカーの主原料とする資源リサイクル形のセメント (JIS R 5214 参照)。

2200 混和材料

セメント、水及び骨材以外の材料で、コンクリートなどに特別の性質を与えるために、打込みを行う前までに必要に応じて加える材料。

2210 混和材

混和材料の中で、使用量が比較的多く、それ自体の容積がコンクリートなどの練上がり容積に算入されるもの。

2213 フライアッシュ

微粉炭燃焼ボイラの燃焼ガスから集じん器で捕集されるアッシュ (JIS A 6201 参照)。

2214 高炉スラグ微粉末

溶鉱炉でせん (銑) 鉄と同時に生成する溶融状態の高炉スラグを水によって急冷し、これを乾燥・粉碎したもの、又はこれにせつこうを添加したもの (JIS A 6206 参照)。

2250 混和剤

混和材料の中で、使用量が少なく、それ自体の容積がコンクリートなどの練上がり容積に算入されないもの。

2251 化学混和剤

主として、その界面活性作用によって、コンクリートの諸性質を改善するために用いる混和剤 (JIS A 6204 参照)。

2300 骨材

モルタル又はコンクリートをつくるために、セメント及び水と練り混ぜる砂、砂利、砕砂、碎石、スラグ骨材、その他これらに類似の材料。

2311 細骨材

10 mm 網ふるいを全部通り、5 mm 網ふるいを質量で85%以上通る骨材。

2312 粗骨材

5 mm 網ふるいに質量で85%以上とどまる骨材。

2350 再生骨材

解体したコンクリート塊などを破砕などの処理を行うことによって製造したコンクリート用の骨材。再生骨材 H (JIS A 5021 参照)、再生骨材 M (JIS A 5022 参照)、再生骨材 L (JIS A 5023 参照) に分類し、それぞれに細骨材及び粗骨材がある。

3501 設計基準強度

構造計算において基準とするコンクリートの強度。

・以下は JIS A 5308より

		<p>JIS A 5308 3.3 回収水 レディーミクストコンクリート工場において、洗浄によって発生する排水のうち、運搬車、プラントのミキサ、ホップなどに付着したフレッシュモルタル及び残留したフレッシュコンクリート、並びに戻りコンクリートのそれぞれの洗浄によって発生する排水（以下、コンクリートの洗浄排水という。）を処理して得られるスラッジ水及び上澄水の総称。</p> <p>JIS A 5308 3.4 スラッジ水 コンクリートの洗浄排水から、粗骨材及び細骨材を取り除いて、回収した懸濁水。なお、3.11に規定する安定化スラッジ水を含む。</p> <p>JIS A 5308 3.5 上澄水 スラッジ水から、スラッジ固形分を沈降、その他の方法で取り除いた水。安定化スラッジ水からの水は含めないが、3.9に規定する安定剤の構成成分を指標にした管理方法注1)が整備され、表C.2に適合することが確認された安定化スラッジ水からの水も上澄水に含めることができる。 注1) 管理方法には、イオンクロマトグラフィーなどがある。</p> <p>JIS A 5308 3.6 スラッジ スラッジ水が濃縮され、流動性を失った状態のもの。</p>
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム（データの収集範囲）	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の生産に係るプロセス
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの1%まで ・非再生可能な1次エネルギー使用量の1%まで ・単位プロセスにおける全ての投入質量の1%まで ・エネルギー使用量、質量および環境影響の最大5%まで <p>ただし、有害性および毒性を有する物質は、評価対象のレディーミクストコンクリートの全質量の1%以下であってもカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。重要な原材料にあたる「セメント」については、一次データの取得を推奨する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>

6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】</p> <p>輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】</p> <p>処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>
6-8	その他	<p>【密度に関する規定】</p> <p>トンキロ法を用いて「セメント」、「混和材料」などの輸送に係る負荷等を求める場合には、実測やヒアリング等でデータが得られなければ、下記の見掛け密度を用いて、材積（m³）から重量（t）に換算してもよい。下記に規定されていない資材については、重量の一次データもしくは運搬時の荷姿に応じた見掛け密度の根拠となるデータを収集すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> セメント（バラセメント輸送用ローリー車の場合） ポルトランドセメント（普通、早強、中庸熟、低熟、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメントなど）：1.0（g/cm³） 混和材料（バラセメント輸送用ローリー車の場合） 高炉スラグ微粉末：1.0（g/cm³） フライアッシュ：0.8（g/cm³） 化学混和剤（タンクローリー車の場合）：1.1（g/cm³） <p>※道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の第一節第81条（乗車定員および最大積載量）を参考に規定。</p>

7	製造段階に適用する項目		
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	【A1】 原材料の調達に係るプロセス（投入物の生産（バイオマスの場合は育成等）を含む） 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス	
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 【A1】 原材料の調達に係るプロセス 原材料（セメント）に関して、一次データ収集を推奨するが、データ収集が困難な場合は原単位を使用してもよい	
		活動量の項目名	活動量の区分
		活動量に乘じる原単位の項目名	
		「重要な原材料の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料（セメント）の製造に要する各構成要素の量	一次 「各構成要素」 製造原単位
		「重要な原材料の構成要素」 原材料（セメント）の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1 「各輸送手段」 輸送原単位
		「水」 「燃料」 「電力」 重要な原材料（セメント）の製造プロセスへの投入量	一次 「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位
		「副資材（生産用資材、薬品、製造プロセスへの投入以外の水等）」 重要な原材料（セメント）の製造プロセスへの投入量	一次 「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位
		「副資材（生産用資材、薬品、製造プロセスへの投入以外の水等）」 重要な原材料（セメント）の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1 「各輸送手段」 輸送原単位
		「廃棄物等」 「廃水」 重要な原材料（セメント）の製造プロセスにおける排出量 ※2	
		～以下は重要な原材料以外の項目～	
		「その他の原材料（水、細骨材、粗骨材、混和材料）」 製品生産サイトへの投入量	一次 「各部品および資材」 製造原単位
		「容器包装」 製品生産サイトへの投入量	一次 「容器包装」 製造原単位
		【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス	
		活動量の項目名	活動量の区分
		活動量に乘じる原単位の項目名	
		「重要な原材料」、「その他の原材料」、「容器包装」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） フォークリフト等のマテリアルハンドリング用の重機の使用がある場合の燃料使用量	※1 「各輸送手段」 輸送原単位

「重要な原材料」のうちバラセメントの輸送量	※1	<輸送手段> 10 kL タンクローリー <積載率> default
-----------------------	----	---------------------------------------

【A3】製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品、中和処理用の酸、原材料・製造プロセスへの投入以外の水等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品、中和処理用の酸、原材料・製造プロセスへの投入以外の水等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスでの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

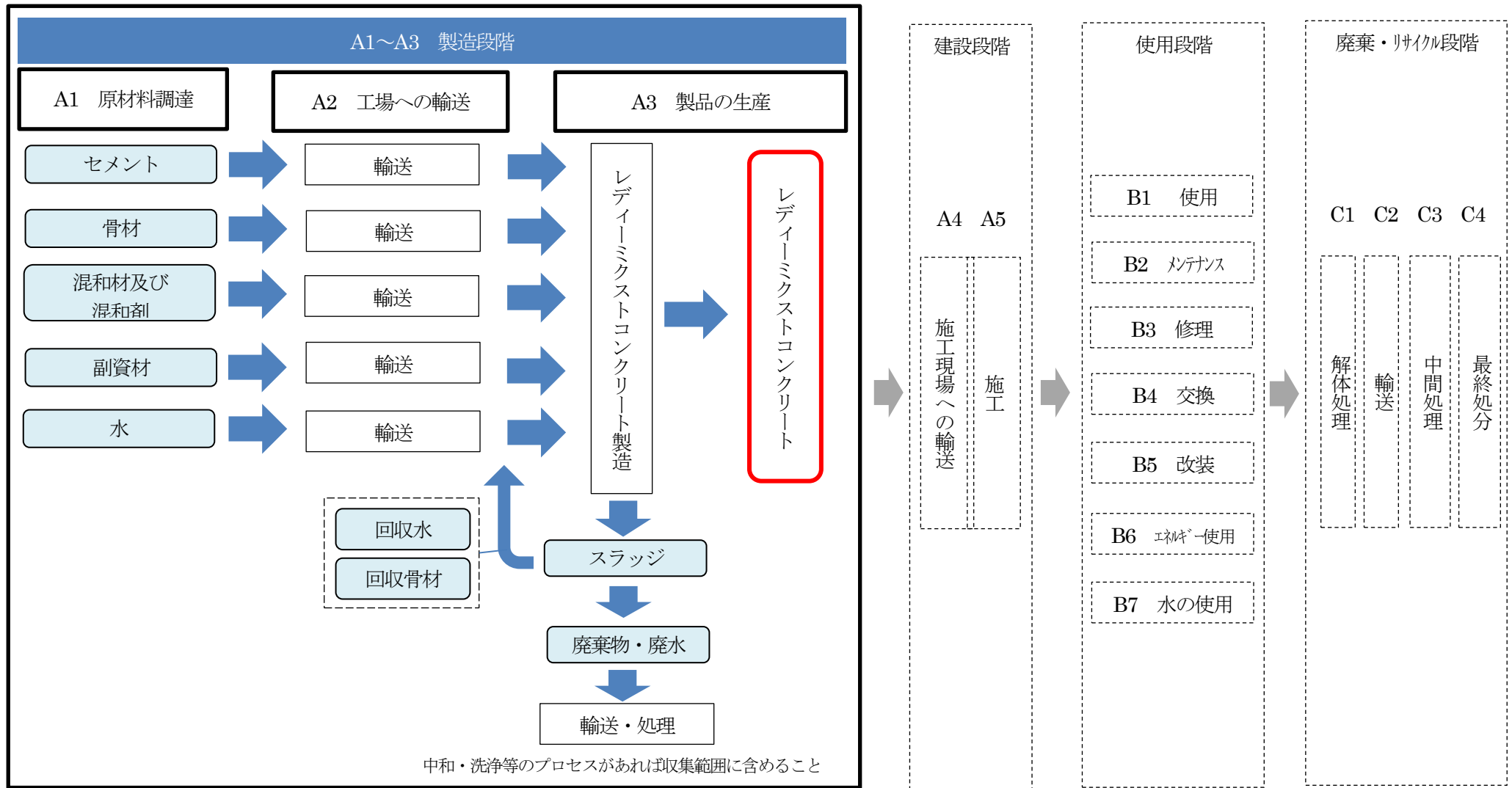
		<p>【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・「レディーミクストコンクリート」の生産量</p>
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
7-4	シナリオ	<p>「廃棄物」の処理に係る環境負荷排出量のうち、コンクリートの廃棄・リサイクルシナリオについては、次のシナリオを使用してもよい。</p> <p>① 「コンクリートがら」、「コンクリート塊」、「回収骨材」 工場内再利用されずに排出されるものを対象に産業廃棄物として計上する。再利用に関するデータが取得できない場合には、全て埋立処分とする。</p> <p>② 「スラッジ」、「脱水ケーキ」 工場内再利用されずに排出されるものを対象に産業廃棄物として計上する。再利用に関するデータが取得できない場合には、全て埋立処分とする。</p> <p>③ 「スラリー水」、「上澄水」、「洗浄水」 排水の影響に関しては中和処理の工程を考慮する。具体的には、中和設備に投入される希硫酸もしくは炭酸ガスなどを計上したうえで工業廃水処理として計上する方法がある。</p>
7-5	その他	<p>【廃棄物を使用する場合に関する規定】 原料としての「高炉スラグ」、「フライアッシュ」など廃棄物は環境負荷を負わないものとし、活動量に乗じる原単位はないものとする。ただし、高炉スラグを高炉スラグ微粉末に加工するプロセスや、フライアッシュを原材料に加工するプロセス、および工場間の輸送データ等の環境負荷は計上する。</p> <p>【異なるレディーミクストコンクリート生産サイトの平均値の算定等に関する規定】 レディーミクストコンクリートの生産サイトは施工現場により都度、変わるため、生産サイトのデータ収集については以下とする。 ・データ収集拠点を1カ所選択する場合、レディーミクストコンクリートを生産する地域が識別できる形で宣言を実施する。 ・データ収集拠点を複数選択する場合、各拠点のデータは年間生産量による加重平均を採用する。 ・対象となるデータ収集拠点の所在（市区町村の同地域に複数の工場がある場合は市区町村以下まで記載）及び、年間のレディーミクストコンクリート総生産量を記載する。なお、宣言上の記載方法については12-7に従う。</p> <p>【レディーミクストコンクリート製造時のCO₂吸収・固定に関する規定】 レディーミクストコンクリート製造時のCO₂吸収・固定技術について、追加情報での記載を推奨する。</p>
8	建設段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>対象外</p> <p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス 【A5】 施工に係るプロセス</p>
8-2	データ収集項目	対象外
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外

8-4	シナリオ	対象外
8-5	その他	対象外
9	使用段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【B1】 使用に係るプロセス 【B2】 メンテナンスに係るプロセス (必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B3】 修繕に係るプロセス (必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む) 【B4】 製品の交換に係るプロセス (必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B5】 改装に係るプロセス (必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む) 【B6】 製品使用時のエネルギーの使用 【B7】 製品使用時の水の使用
9-2	データ収集項目	対象外
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
9-4	シナリオ	対象外
9-5	その他	対象外
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス
10-2	データ収集項目	対象外
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
10-4	シナリオ	対象外
10-5	その他	対象外
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目 (エコリーフによる宣言にのみ適用する項目)	
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12	宣言方法	
12-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・用途 ・製品質量 ・JIS 認証工場以外で製造される製品である場合は、その旨を記載する。 ・主要な生産サイトの所在 (地域差が存在しないまたは微小である場合を除き、算定に含めた生

		産サイトは市区町村以下まで記載することを推奨する) ・「複数の主要な生産サイトの一次データ加重平均で試算した」場合はその旨を記載																		
12-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価 結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動 IPCC 2013 GWP 100a ・ 土地利用（改変） ・ オゾン層破壊 ・ 富栄養化 ・ 酸性化 ・ 光化学オキシダント ・ 資源消費 																		
12-3	エコリーフ ライフサイクルインベントリ 分析関連情報	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m³</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m ³	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能資源	kg	-																		
非再生可能資源	kg	-																		
淡水の消費	m ³	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に 関する構成成分	<p>以下の内訳を質量のパーセンテージ（%）で記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セメント ・ 混和材料 ・ 骨材 ・ 副資材 ・ 水 																		
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。									
項目名	単位	備考																		
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。																		
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。																		
12-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数（第 5 次報告書・IPCC 2013）の結果を公開する。																		
12-7	追加情報 （エコリーフ /CFP 共通）	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送シナリオの概要を記載する。 ・ データ収集拠点を 1 か所選択する場合は「レディーミクストコンクリートは製品の特質上、セメントと水が反応して、時間とともに硬化が始まるので、JIS 規格で一定時間以内に現場に輸送する必要がある。そのため、本宣言の対象は本宣言記載の製造場所に限定される。」旨を補足として記載する。（市区町村の同地域に複数の工場がある場合は市区町村以下まで記載） ・ 構成成分の内訳（12-4 に同じ）を表示する。 ・ 年間のレディーミクストコンクリート総生産量 																		

12-8	その他エコデザイン関連情報（エコリーフ/CFP 共通）	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1" data-bbox="424 219 1445 376"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 219 890 271">有害物質名</th> <th data-bbox="890 219 1126 271">CAS 番号</th> <th data-bbox="1126 219 1445 271">法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 271 890 322">「物質名」</td> <td data-bbox="890 271 1126 322"></td> <td data-bbox="1126 271 1445 322"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 322 890 376">「物質名」</td> <td data-bbox="890 322 1126 376"></td> <td data-bbox="1126 322 1445 376"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） CO₂削減効果のある原材料の使用 製造段階における再生可能エネルギーの使用 	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」		
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等									
「物質名」											
「物質名」											
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。 エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。 									

附属書 A : ライフサイクルフロー図 (規定)



凡例:

- 算定対象物 (Calculation target object)
- 算定対象プロセス (Calculation target process)
- 本 PCR の対象製品 (Target product of this PCR)** (highlighted in red)
- 算定対象外 (Not calculation target)

※全てのエネルギーの供給と使用にかかるプロセスはフローから省略

※参考: JISQ13315-2:2017 (コンクリート及びコンクリート構造物に関する環境マネジメント-第2部: システム境界及びインベントリデータ)

附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合 ※バラセメント用ローリー車両でセメントを輸送する場合は10kLタンクローリー	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default または、 <輸送手段> 10 kL タンクローリー <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default	